



こんにちは日本共産党です

八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎047-767-5030 植田 進 ☎047-487-9754
伊原 忠 ☎047-488-7207 飯川英樹 ☎080-1239-8132

ホームページへ▶



市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>

共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp

第536号

2022年1月31日

発行

日本共産党
八千代市議会議員団

八千代市大和田新田
312-5

住民税非課税世帯等へ給付金10万円を支給

新型コロナウィルスの影響により生活が困窮している方々に、国は給付金を出すことを決めました。八千代市では、1月31日（月）より住民税非課税世帯に案内状（確認書）を送付する予定です。確認書が届いたら、記入の上、市役所に返送してください。その後、それぞれの銀行等の口座に振り込まれます。

住民税非課税世帯等と言うのは、①住民税非課税世帯・生活保護世帯②家計急変世帯も給付金の対象としています。

①については、昨年（令和3年）の12月10日を基準日として、世帯全員の住民税均等割が非課税であることです。

②については、住民税課税者全員が2021年度分（令和3年度分）の収入見込額が非課税となる水準以下である世帯と説明され、2月1日から市役所地下1階（旧食堂の1画）に開設される相談窓口で受付相談を行います。

□家計急変世帯とは

新型コロナウィルスの影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同等であると認められる世帯に対しては、市から案内状は送られません。対象であっても申請しなければ給付が受けられません。対象家庭に申請方法などの周知も考えるべきです。また、自身の家庭が対象になるのかどうか不安になる方も多いのではないでしょうか。

家計急変世帯等に対し制度の周知を

1月21日開催の臨時市議会で日本共産党は以下の点について要望をしました。

①家計急変世帯の収入などの目安を公表すること

家計急変世帯の該当基準表があります。その表を見れば自身の家庭が対象かどうかわかります。（八千代市の場合）

□単身または扶養親族がない場合 月額約 8万円

□夫婦（配偶者・扶養親族1名を扶養している場合） 月額約 12万2千円

□ひとり親の場合 月額約 17万円



②ポスター・チラシで周知すること

申請しなければ給付してもらえないことや対象かどうかかもわからないのでは、必要な世帯に行き渡りません。駅や駅周辺の商業施設、また多くのかたがお買い物するところ（コンビニやファーストフード店、スーパーなど）に制度の周知を求めました。

③今回の給付金は、二人・三人であっても世帯あたり10万円ということで、同額です。日本共産党は、市の独自の事業として一人増えるごとに1万円の上乗せを行うよう求めました。